

令和3年8月から

食費・居住費(滞在費)の負担軽減の判定基準と軽減内容が変更となります

対象者の判定基準が変更となります

令和3年7月31日まで

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件(※)	預貯金などの条件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円以下であること。(夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 	
第4段階	上記に該当していない方(負担限度額認定証をお持ちでない方)	

※配偶者は世帯分離しても含みます。



令和3年

8月1日から

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件(※)	預貯金などの条件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円以下であること。(夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円以下であること。(夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円以下であること。(夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円以下であること。(夫婦は合計1,500万円以下)
第4段階	上記に該当していない方(負担限度額認定証をお持ちでない方)	

※令和2年中の収入・所得に基づいて判定します。

※配偶者は世帯分離しても含みます。

1つ注意下さい！

更新手続きの際に預貯金通帳等(定期預金含む)の写しの添付が必要となります。

ご本人様(および配偶者様)の預貯金通帳等のご用意をお願いいたします。

紛失されている場合はお手数ですがあらかじめ金融機関等で再発行の手続きをして下さい。

預貯金通帳等の写しのご用意ができない場合、認定手続きに時間を要することがあります。

食費・居住費の軽減内容が変更となります

令和3年7月31日まで

【日額】

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階 (基準費用額) ※2	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

※1 特別養護老人ホームとショートステイ（医療型を除く）を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

※2 基準費用額は目安であり、実際の費用は施設ごとに異なります。

令和3年

8月1日から

【日額】

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階 (基準費用額) ※2	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	

※1 特別養護老人ホームとショートステイ（医療型を除く）を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

※2 基準費用額は目安であり、実際の費用は施設ごとに異なります。

問い合わせ

雲南広域連合 介護保険課 管理給付係

〒699-1311

島根県雲南市木次町里方 1100-6

電話：0854-47-7342